

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を  
改正する規程

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条～第5条関係）

病院企業職給料表(1)初任給基準表

試験等		学歴免許等	初任給
試験	川崎市職員（大学卒程度）採用試験		1級30号給
	川崎市職員（高校卒程度）採用試験		1級10号給
その他		大学卒	1級30号給
		短大卒	1級18号給
		高校卒	1級10号給

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第3条～第5条関係）

病院企業職給料表(2)初任給基準表

職種	採用年齢	初任給
業務職	18歳以上	1級6号給から1級69号給まで

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第3条～第5条関係）

病院企業職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	大学6卒	1級12号給
歯科医師		

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第3条～第5条関係）

病院企業職給料表（4）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	1級38号給
	大学卒	1級30号給
診療放射線技師	大学卒	1級30号給
	短大3卒	1級22号給
臨床検査技師	大学卒	1級30号給
	短大3卒	1級22号給
理学療法士	大学卒	1級30号給
作業療法士	短大3卒	1級22号給
言語聴覚士	大学卒	1級30号給
	短大3卒	1級22号給
視能訓練士	短大3卒	1級22号給
臨床工学技士	大学卒	1級30号給
	短大3卒	1級22号給
栄養士	大学卒	1級30号給
	短大卒	1級18号給
歯科衛生士	短大3卒	1級22号給
	短大2卒	1級18号給
	高校専攻科卒	1級14号給
助産師	助産師養成所卒	1級36号給

看護師	大学卒	1級36号給
	看護師養成所卒	1級32号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級16号給
その他	短大卒	1級18号給
	高校卒	1級10号給
	中学卒	1級4号給

別表第5中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（  
 」を「国立健康危機管理研究機構看護大学校（旧国立研究開発法人国立国際医  
 療研究センター国立看護大学校、」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	173,500
19	176,800
20	180,100
21	182,900
22	187,300
23	190,700
24	194,000
25	199,500
26	203,100
27	208,300

2 8	2 1 1, 5 0 0
2 9	2 1 4, 8 0 0
3 0	2 1 8, 0 0 0
3 1	2 2 1, 2 0 0
3 2	2 2 4, 4 0 0
3 3	2 2 7, 6 0 0
3 4	2 3 2, 4 0 0
3 5	2 3 5, 6 0 0
3 6	2 3 8, 8 0 0
3 7	2 4 1, 3 0 0
3 8	2 4 3, 2 0 0
3 9	2 4 4, 1 0 0
4 0	2 4 5, 0 0 0
4 1	2 4 5, 9 0 0
4 2	2 4 6, 8 0 0
4 3	2 4 7, 6 0 0
4 4	2 4 8, 4 0 0
4 5	2 4 9, 2 0 0
4 6	2 4 9, 9 0 0
4 7	2 5 0, 6 0 0
4 8	2 5 1, 4 0 0
4 9	2 5 2, 2 0 0
5 0	2 5 2, 9 0 0
5 1	2 5 3, 6 0 0
5 2	2 5 4, 0 0 0

5 3	2 5 4, 4 0 0
5 4	2 5 4, 8 0 0
5 5 歳以上	2 5 5, 2 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(初任給に関する在職者調整)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職し、かつ、令和6年8月1日以後に職員となった者（病院事業管理者（以下「管理者」という。）の定める職員を除く。）については、その者の施行日における昇給後の号給を、当該号給に3号給の範囲内で管理者の定める号給数を加えて得た号給に調整することができる。

(年齢別最低保障額に関する在職者調整)

- 3 施行日前から引き続き在職する職員で、その者を規程第14条第1項第3号の勤務成績が良好である職員とみなした場合の施行日における昇給後の号給（前項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該昇給及び同項の規定による調整後の号給。以下同じ。）の額が、その者の施行日における年齢に対応する改正後の規程別表第8に定める年齢別最低保障額表に掲げる額を下回る者については、その者の施行日における昇給後の号給を、当該号給に管理者の定める号給数を加えて得た号給に調整することができる。

(雑則)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。